



自衛隊演習場用の土地の貸付／納税者逆転勝訴！ ～収益は帰属せず地権者への支払額は寄附金に該当しない～

国に対する土地の賃貸料の收受を目的とする入会権の存否及び賃貸料収入が納税者の収益として「益金の額」に算入されるかが争われた事例です。（令和7年5月29日東京高裁判決・原判決取消し、控訴人の請求認容・確定・TAINSコード：Z888-2787）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

＜事案の概要＞

一般社団法人である控訴人は、陸上自衛隊B演習場等の土地の所有名義人であり、これを国に貸し付け、国から受領した賃貸料を、土地の使用収益権者とされている会員に分配するとともに、そのうちの3%を控除して取得していました。処分行政庁は、上記賃貸料に係る収入が控訴人の収益に当たり、地権者目録記載の者に対する分配金の支払が法人税法37条の寄附金に当たるなどとして、法人税等の各更正処分等を行いました。本件は、控訴人が、各賃貸料収入は、控訴人に帰属せず、本件会員の支払は寄附金に当たらないとして、本件各処分の一部の取消しを求める事案です。

地裁は、控訴人の請求を棄却していました（令和5年9月21日静岡地裁判決・TAINSコード：Z273-13886）。

＜裁判所の判断＞

- 1 本件各土地は、江戸時代から地区の部落民により、材木、薪炭、萱、下草などの採取、鳥獣の狩猟、野畑、焼畑の栽培を目的として使用収益されてきたものであり、大正時代には、部落民に特定の区画地が割り当てられて個別利用も行われるようになったことからすると、本件各土地について、部落が「実在的総合人」として存在し、部落による内部的統制が図られてきたと認めるのが相当である。
- 2 控訴人が一般社団法人に移行した後も、本件各土地は、地権者による使用収益が認められ、国から受領した賃貸料は、控訴人の総会の承認を得ることもなく地権者に分配されている。本件各土地の地権者の集まりというべき地権者集団が、法人である控訴人とは独立してその支配を受けることなく存在し、かつての部落に代わる入会集団としてその内部的統制も維持されているものと認められる。そうすると、本件各土地に係る入会権の利用形態も時代の流れとともに変容しているものの、各土地には、今日においても地権者を入会権者とする入会権が存在しており、各賃貸料は当該入会権の目的とされていると認めるのが相当である。
- 3 国との間で毎年取り交わされる賃貸借契約も、当初は、控訴人が各土地の地権者を代理して締結していたものであり、その後、控訴人が賃貸人とされたのは、各土地の所有者が控訴人であることを踏まえた手続上の理由によるものにすぎない。そうすると、控訴人は、本件各賃貸料収入に係る収益を法的に支配しているとはいえず、各賃貸借契約も、実質的には国と地権者との間において締結されたものであって、控訴人は、各賃貸借契約における単なる名義人にすぎないというべきであり、各賃貸料収入のうち地権者に支払われた本件金員に対応する部分の収益を享受していないと認めるのが相当である。したがって、本件各賃貸料収入のうち本件金員に対応する部分を控訴人の収益として法人税法22条1項所定の「益金の額」に算入することはできない。
- 4 各処分は、各賃貸料収入が控訴人に帰属することを前提として、地権者に支払われた本件金員が法人税法37条の寄附金に当たるとするものであるが、この点についての各処分も違法というべきである。……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判14頁）が必要な方は、2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。